

第2回通常総会記録

日 時 昭和46年5月22日 午後1時半
場 所 昭和会館ホール

45年5月第1回の総会開催以来1カ年、会員の方々の熱心な協力により調査研究も着々とすすみ、その実績は会誌第2巻で発表することができ、ここに第2回の通常総会を迎えることができました。会員数も前年に比し20余名増加いたし、204名となりました。このことは本研究会の目的をご理解いただける方が逐次増えつつあるということとまことによろこばしいことであります。

本総会は、123名の出席者と委任状75名があり、定刻に開催、議案審議もとどおりなく進行、最後に衆議院議員吉田実氏の特別講演「10年後の日本農業」を拝聴し盛況裡に総会を終了することができました。

以下総会の議事の概要と提出資料を掲載し参考に供します。

議 事 の 概 要

- 会員総数 204名 内 出席123名 委任状75名
- 会 長 挨拶 豊田文一
- 来 賓 祝 詞 中田富山県知事（佐々木厚生部長代読）
- 議 長 選 任 豊田会長議長となる
- 議事録署名者および書記指名 議長次の者を指名

議事録署名人 高岡市 中山千勢 滑川市 一柳兵蔵
書 記 谷田善徳 柳井道之

◦ 議 事

- 第1号議案 昭和45年度事業報告書、財産目録、収支決算報告承認の件
事業の概要と主なる行事に併せ昭和45年度の収支決算を報告承認を得た。
- 第2号議案 昭和46年度事業計画及び収支計画承認について
昭和46年度の事業計画と収支予算書案を説明し承認を得た。
- 第3号議案 役員の改選について 役員に次の方々が決まった。

理 事	豊田文一	金大教授（学校学術関係）
ク	長谷田祐作	大谷短大教授（ク）
ク	伊東達雄	県農産普及課長（県農業水産部関係）
ク	吉田勇	県医務課長（県厚生部関係）
ク	岸岡保	県厚生部次長（ク）
ク	本多重雄	県公衆衛生課長（ク）
ク	松井信勝	県農協中央会副会長（農協関係）
ク	石黒正仁	県厚生連会長（農協連合会関係）
ク	久保田憲太郎	県衛生研究所長（研究機関関係）
ク	菅野利克	上市保健所長（保健所関係）
ク	石田礼二	県医師会学術振興担当理事（県医師会関係）
ク	越山健二	上市厚生病院長（公立病院関係）
ク	西能正一郎	開業医（開業医関係）

理事	林 脩	農協高岡病院長（農協病院関係）
ク	伊藤 三 広	農協滑川病院長（ク ）
ク	小川 外 吉	県農協青年部長（農協青年組織関係）
ク	竹部 喜代子	県農協婦人部長（農協婦人組織関係）

(17名)

監事	水木 正 雄	砺波厚生病院長（公立病院関係）
ク	川原 主 馬	高岡市総務部長（市町村関係）

(2名)

第4号議案 顧問の承認について

次の方々に顧問となっていたことが承認された。

顧問	中 田 幸 吉	県 知 事
ク	吉 田 実	県 農 協 中 央 会 長
ク	堀 健 治	市 長 会 長
ク	橋 爪 辰 男	町 村 長 会 長
ク	福 田 博	県 医 師 会 長
ク	大間知 健 二	県 農 業 水 産 部 長
ク	佐々木 裕 雄	県 厚 生 部 長
ク	樋 掛 忠 平	県 信 連 会 長
ク	関 口 秀 雄	県 経 済 連 会 長
ク	荒 野 太 作	県 共 済 連 会 長

特 別 講 演

衆議院議員 吉 田 実 氏

演 題 【10年後の日本農業】 （講演録 1頁～9頁に掲載）

事業報告書

(昭和45年4月1日から 昭和46年3月31日まで)

事業の概況

昭和45年度の終了にあたり、ここに事業の概況ならびに決算関係諸表をご報告申し上げます。

本年度は、発足第2年度であり、前年度に引続き本会に課せられた使命にのっとり、本県における農山村の実態を医学的に調査研究を行ない医療に関する各般の事項について総合的な把握を行ないながら保健活動を通じて健康な農山村を築き上げるための努力を続けてまいりました。その結果、当初計画に基く調査研究の各事項につきましては別冊本誌2巻にそれぞれその業績を掲載することができました。

このように、初年度に引続き第2年度も順調に事業を進めることができましたことは、関係各位のご理解とご協力によるもので深く感謝申し上げます次第であります。

主なる事業

年 月 日	主 なる 行 事
45. 5. 14	役員会開催 於 厚生連会議室 総会附議事項について
45. 5. 30	第1回通常総会 於 農協会館ホール 特別講演 富山大学教授 高瀬重雄氏
45. 7. 28	役員会開催 於 厚生連会議室 新年度事業実施計画について
45. 10. 27	役員会開催 於 農協中央会会議室 会誌第2巻の編集と会員の拡大について
45. 12. 24	役員会開催 於 厚生連会議室 会誌編集と会員拡大及び予算要求について
46. 1. 18	編集委員会 於 厚生連会議室 原稿募集について
46. 2. 18	役員会開催 於 厚生連会議室 46年度予算と雑誌編集について
46. 3. 16	編集委員会 於 厚生連会議室 文献の蒐集と仕訳

財産目録

昭和46年3月31日

内 訳	金 額	
預 金	6 5 5, 7 3 1	
計	6 5 5, 7 3 1	

昭和45年度富山県農村医学研究会

決 算 報 告 書

昭和45年4月1日 ~ 昭和46年3月31日

収 入 の 部				
項	目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額
会 費 収 入	会 費	60,000	61,200	1,200
援 助 収 入	助 成 金	2,050,000	2,050,000	0
	特 別 負 担 金	1,000,000	1,000,000	0
雑 収 入	過 年 度 収 入	5,262	225,888	220,626
	雑 収 入	0	202,000	202,000
前 期 繰 越		229,738	229,738	0
収 入 計		2,345,000	2,566,826	221,826

支 出 の 部				
項	目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額
会 議 費	総 会 費	320,000	197,302	△ 122,698
	役 員 会 費	50,000	51,590	1,590
	専 門 委 員 会 費	120,000	115,285	△ 4,715
	編 集 委 員 会 費	100,000	0	△ 100,000
事 業 費		50,000	30,427	△ 19,573
	研 究 調 査 費	1,585,000	1,472,113	△ 112,887
	研 究 集 会 費	1,100,000	1,104,439	4,439
	雑 誌 発 行 費	120,000	0	△ 120,000
	通 信 費	300,000	300,000	0
	消 耗 品 費	30,000	34,000	4,000
	備 品 ・ 什 器	25,000	23,674	△ 1,326
事 務 費		10,000	10,000	0
	事 務 費	50,000	50,000	0
旅 費		50,000	50,000	0
	旅 費	366,000	179,130	△ 186,870
予 備 費		366,000	179,130	△ 186,870
	予 備 費	24,000	12,550	△ 11,450
次 期 繰 越		24,000	12,550	△ 11,450
費 用 計		655,731	655,731	0
差 引		2,345,000	2,566,826	221,826
		0	0	0

事業計画書

(昭和46年4月1日～昭和47年3月31日)

1. 職業性疾患の調査研究

潜在性疾患、農夫症、ビニールハウス病等の調査研究

2. 産業災害の調査研究

農業用機械による災害及び自動車等による災害の調査研究

3. 健康管理についての調査研究

農民の健康状態の把握とそれに応じた保健指導（寄生虫対策等の指導教育）

農山村民の健康管理の調査研究

4. 農村特有疾患の調査研究

伝染病、風土病等多発性疾患の疫学について調査研究

5. 社会学的、経済学的の調査研究

出かせぎ等による経済学的、社会学的問題の調査研究

6. その他目的達成に必要な事項

昭和46年度富山県農村医学研究会

収 支 予 算 書

昭和46年4月1日 ～ 昭和47年3月31日

収 入 の 部			
項	目	予 算 額	内 訳
会 費 収 入	会 費	60,000	
		60,000	会員200人×300円
援 助 収 入	助 成 金	2,050,000	
	特 別 負 担 金	1,000,000	県費助成金
		1,050,000	農協各連負担金
雑 収 入	雑 収 入	24,269	
		24,269	預金利息、その他
前 期 繰 越 合 計		655,731	
		2,790,000	

支 出 の 部			
項	目	予 算 額	内 訳
会 議 費	総 会 費	320,000	
	役 員 会 費	50,000	会場借上料、資料代など
	専 門 委 員 会 費	120,000	年12回会場借上料など
	編 集 委 員 会 費	100,000	委員会開催費用
		50,000	雑誌、編集委員会費用
事 業 費	研 究 調 査 費	2,000,000	
	研 究 集 会 費	1,500,000	研究調査費、学会参加旅費
		120,000	学会々場借上料その他
	雑 誌 発 行 費		会場設備費、資料及び案内状
	通 信 費	300,000	印刷代、講師謝礼、集会雑費
	消 耗 備 品 費	40,000	年1回500部
	備 品 ・ 什 器	20,000	事務用消耗品、その他
		20,000	書庫など
旅 費 交 通 費	旅 費 交 通 費	250,000	
		250,000	役員会旅費、専門委員会旅費
事 務 費	事 務 費	50,000	
		50,000	
雑 費	雑 費	30,000	
		30,000	印紙代その他
予 備 費	予 備 費	140,000	
		140,000	
合 計		2,790,000	

社団法人 富山県農村医学研究会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は社団法人富山県農村医学研究会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は事務所を富山市新総曲輪2番21号におく。

(目 的)

第3条 この法人は農山村の実態に立脚して、医療と保健に関するすべての問題を調査研究し、健康な農山村生活を築くために寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 農山村に関する医学的調査、研究ならびに保健活動
- (2) 保健に関する啓蒙ならびに会報その他必要な印刷物の発行
- (3) 研究発表会ならびに講演、講習会の開催
- (4) 農山村医療機関の管理ならびに運営に関する調査、研究
- (5) 日本農村医学会ならびに関係研究会との連絡および協力
- (6) その他目的を達するための必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員はこの法人の目的に賛同して入会した者とする。

(会 費)

第6条 この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、または解散したときは退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(提出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、その他の提出金品は返還しない。

第 3 章 役員および顧問等

(種別および選任)

第11条 この法人に、役員として理事10人以上20人以内および監事2人をおく。

- 2 役員は総会において選任する。
- 3 理事は互選により会長1人を定める。
- 4 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長はこの法人を代表し、会務を統括する。

- 2 理事はあらかじめ会長に事故があるとき、または会長が欠けたときその職務を代行するものを定めておくものとする。
- 3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(任 期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においては、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは総会の議決により解任することができる。

(顧 問)

第15条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会の承認をうるものとする。
- 3 顧問は理事会に出席し、意見をのべることができる。

(参 与)

第16条 この法人に参与をおくことができる。

- 2 参与は理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 参与は会長の諮問に対し、意見をのべることができる。

(専門研究員)

第17条 この法人に専門研究員をおくことができる。

- 2 専門研究員は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門研究員は、第4条の事業を行なうための専門的な調査、研究の業務を行なう。

(事 務 局)

第18条 この法人に事務局をおき、事務局に事務局長および職員をおく。

- 2 事務局長および職員は、会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(職 能)

第21条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の決定

(2) 事業報告および収支決算ならびに財産目録の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第22条 通常総会は毎年1回4月または5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、または総会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は会長が必要と認めたととき、または理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第23条 会議は会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項および場所を示して開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長はその総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる

(定 足 数)

第25条 会議は総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の同意をもって決する。

(書面議決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員、また理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会員または理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した会員または理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

（資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴なう収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

（資産の管理）

第30条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

（経費の支弁）

第31条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

（事業年度）

第32条 この法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第33条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を経、富山県知事の許可を得なければ変更することができない。

（解散および残余財産の処分）

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび次項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、富山県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

（委 任）

第35条 この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

1. この定款は、富山県知事の設立の許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず昭和46年5月31日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第21条第1項第1号および第2項第2号の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は第32条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から昭和45年3月31日までとする。

望まれる調査研究事項

1. 農夫症、ビニールハウス病等の職業性疾患について
2. 農業用機械、自動車等による産業災害に関する調査研究
3. 労働時間、休憩時間、作業強度、作業姿勢等の健康におよぼす影響についての調査研究
4. 農民の年齢、性その他の身体的諸条件に応じた作業法（たとえば婦人労働、老人労働など）についての調査研究
5. 農民の使用する毒物、劇物、農薬等に関する中毒学的試験および検査ならびに安全使用法、健康におよぼす影響等必要な調査研究
6. 人畜共通伝染病についての調査研究
7. 農民の健康状態の把握とそれに応じた保健指導、医療確保（医療施設の整備、医師等の医療従事者の確保）など、農山村の健康管理についての調査研究
8. 衣生活および住生活、活動と休養、体格と機能の生理衛生ならびに健康増進方法についての調査研究
9. 農民の食生活の実態および米、塩等、農民が多量に摂取する食品の栄養学的研究
10. 農山村における水道、下水道、汚物処理、そ族こん虫等の環境衛生に関する調査研究ならびに住宅その他地域計画の保健衛生に関する分野の調査研究
11. 農村保健に関する衛生統計、社会統計等の諸統計や各種データ収集、解析および資料の編さん
12. 伝染病、風土病および農村特有の多発性疾患の疫学について
13. 農村生活の社会学的、経済学的な調査研究
14. 農村における人口動態、人口移動、人口年齢構造など人口現象について
15. その他農山村保健の推進のため必要な調査研究

投 稿 規 定

募 集 原 稿 農村医学の分野における独創的な研究および会員のたよりとします。

投 稿 の 資 格 投稿者は原則として富山県農村医学研究会会員とします。

原稿の送り先 富山県農村医学研究会事務局宛（富山市新総曲輪2番21号 富山県厚生連内）
投稿原稿の掲載選択順位は編集委員にご一任下さい。

論文原稿の形式

1. 本文は 本会規定の原稿用紙に、口語体、平かな、新かなづかいで、できるだけ簡潔に横書して下さい。
2. 外人名、地名、その他の固有名詞、特別な化合物名などは、できるだけ原綴のまま（Pasteur, Pros tigmin等）とし、動植物名は日本名の次に学名（ローマ字 *Mocacus rhesus*, 山椒薬 *Salvinabatah*等）を記入する。計量にかんするものはメートル法に準拠し 次のような略号を用いる。メートル *m*、センチメートル *cm*、グラム *g*、キログラム *kg*等。
3. コンマ（,）ピリオド（.）コロソ（:）ゴジック使の用等に気をつけて下さい。
4. 図表は、そのまま製版できるように上質ケント紙または方眼紙に墨で、ていねいに書いて下さい。（図表は、特殊なものを除いては、出来あがり左右6.5cmに製版しますから、その2倍か3倍に書いて下さい。）図書の文字は、こちらで記入しますから、鉛筆で書いて下さい。
5. 写真は、出来るだけ鮮明なものをお送り下さい。
6. 本文に挿入する図表、写真については、挿入場所を原稿の欄外に明記（朱記）して下さい。

無 料 掲 載 原稿用紙15枚（刷上がり5頁）までとします。ただし挿入附図、附表を含みます。

有 料 掲 載 超過頁の印刷代、附図、附表の製版代の実費は投稿者の負担とします。ただし刷上がり15頁を限度とし長篇の論文を5頁ずつ分割掲載することは認められません。

文 献 1. 雑誌の場合著者名：標題名、雑誌名（雑誌指定の略号）、巻数（号数）、頁一頁、発行年月（昭40. 5 のごとく。）

2. 単行本の場合 著者名：標題名、発行所、発行地、発行年月（必要ならば引用の個所の頁を最後に）

別 刷 別刷の部数や体裁などについてはある程度まで、実費をもってご希望に応じます。ただし別刷30部までは無料で投稿者に進呈、30部以上は実費をご負担願います。

編 集 後 記

今年もまた、富山県農村医学研究会誌、第3巻目が発行できたことを会員の皆様と共に喜びたいと存じます。

ご存知のように、この雑誌の特徴のひとつに医学的専門的な事のみこだわらず富山県の農村の疾病や健康に関心のある一般の方の調査研究も編集されているということです。今回は、とくに多数の方の部厚い調査研究が寄せられ、編集部一同うれい悲鳴をあげたわけでしたが、制限された頁数のこともあって、なるべく本人に納得していただいた形で整理した箇所がありましたので悪しからずご理解いただきたいと存じます。

また、本来ならば編集者がひとつひとつの文字にまで目を通すべきなのでありましようが、著者校正をおこなったりなどして、編集のうえで十分に行きとどかなかった所も 多々あったと思います。いずれにしろ、1. 2. 3.巻と巻を重ねるにつれ、内容が少しずつでも充実して来たことはなんととっても喜ばしいことと思います。

今後もひきつづいて、この雑誌が富山県の農村の人の健康増進とその管理の一助としてももちろん、会員相互の親睦や交流にも役立つようになればよいと願っております。富山県の農村人を中心とした調査研究のほか、会員のたより、日常の感想、日頃の活動状況、将来の希望なども含めて気がるに編集部へ投稿していただきたいと存じます。

(S. 47. 3 北川 鉄人)



編 集 委 員 長谷田祐作、越山 健二、北川 鉄人

富山県農村医学研究会誌	第3巻	昭和47年3月25日・昭和47年3月31日発行
富山市新総曲輪2番21号・富山県厚生連内		電話 富山 (0764) 41-7261
編集、発行所	富山県農村医学研究会	事務局長 岩 井 久 作
印刷所	菅野印刷興業株式会社	富山県黒部市三島町 電話0765-52-0112
